

令和3年度
第2回高松市農業委員会定例総会
議 事 録

令和3年5月13日開会

高松市農業委員会

令和3年度第2回高松市農業委員会定例総会議事録

開催日時 令和3年5月13日（木）午後2時開会

開催場所 高松市役所11階 114会議室

出席委員 22人

- 1番 三笠 輝彦（会長）
- 2番 真鍋 俊二
- 3番 佐竹 博巳
- 4番 佃 俊子
- 5番 太田 政美
- 6番 高砂 清一（会長職務代理者第1）
- 7番 瀧本 繁樹
- 8番 森口 憲司
- 11番 谷口 勝幸
- 12番 真鍋 芳治
- 13番 佃 光廣
- 14番 冨本 正樹（会長職務代理者第2）
- 15番 河田 薫
- 16番 藤澤 鶴夫
- 17番 河野 光明
- 18番 原田 和幸
- 19番 森 吉朝
- 20番 谷上 諭
- 21番 宮武 正明
- 22番 橋田 行子
- 23番 神内 茂樹
- 24番 古川 浩平

欠席委員 2人

- 9番 三好 義光
- 10番 赤松 貞廣

農業委員会事務局出席者

- 事務局 長
- 兼農政課長 南 岳志
- 農政課長補佐 向谷美保子
- 農地係長 中野 清作
- 農政管理係長 浮田 政宏
- 副主幹 古免 範彰
- 主任主事 佐藤 雅彦

議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について
イ 使用貸借に係る農地返還通知について（報告）
- 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
（一般議案）
- 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取消願について
- 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継に伴う事業計画変更申請
について
- 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
（特別議案）
- 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
（一般議案）
- 議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第8号 競売買受適格証明願について
- 議案第9号 非農地証明願について
- 議案第10号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 議案第11号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項の規定による
開発計画に対する意見について
- 議案第12号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
- 議案第13号 高松市農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任について
- 報 告 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について

議 長(会長) ただ今から令和3年度第2回高松市農業委員会定例総会を開会いたします。
ただ今の出席委員は24名中22名で、農業委員会等に関する法律に規定する過半数に達していることから、定例総会は成立しております。

欠席委員は、三好委員、赤松委員の2名です。

それではまず、日程第1 議事録署名委員の指名であります。私から指名することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がありませんので、議事録署名委員は会長職務代理者高砂委員及び16番藤澤委員の両名を指名いたします。

次に、日程第2 議事に入ります。

まず、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について、イ 使用貸借に係る農地返還通知についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

佐藤主任主事 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について御説明申し上げます。

議案書1ページをお開きください。

1番は、賃借人が労力不足のため残存小作地の賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

2番は、賃借人が自ら管理するため農地中間管理事業を活用した賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

3番は、第三者が転用するため基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

転用の内容については、5条許可申請所有権20番のとおりです。

4番は、賃借人が労力不足のため農地法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

5番、6番は、賃借人が転用する予定のため残存小作地の賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

7番は、賃借人が農地の譲渡を行うため農地法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

所有権移転の内容については、農地法3条許可申請所有権3番のとおりです。

8番は、賃借人が自ら管理するため農地中間管理事業を活用した賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

9番は、残存小作地を小作人へ譲り渡すため残存小作地の賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

所有権移転の内容については、農地法3条許可申請所有権9番のとおりです。

次に、イ 使用貸借に係る農地返還通知について御説明申し上げます。

議案書2ページをご覧ください。

1番は、第三者が転用するため返還を受けたものです。

転用の内容については、農地法5条許可申請所有権7番のとおりです。

2番、3番は貸人が転用予定のため香川県農地機構を介した貸借について返還を受けたものです。

4番は、貸人が転用予定のため返還を受けたものです。

5番、6番は、貸人が自ら耕作するため香川県農地機構を介した貸借について返還を受けたものです。

7番は、借人が労力不足のため返還したものです。

8番は、貸人が自ら耕作するため返還を受けたものです。

以上、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について9件、イ 使用貸借に係る農地返還通知について8件、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——御発言がないようがありますので、議案第1号議案については許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに決定いたしました。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

中野農地係長 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について御説明申しあげます。

議案書3ページを御覧ください。

1番は、道路用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分されますが、高速道路の工事に伴う周辺整備として地鎮様への通路及び農道の線形を改善したもので用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成13年ごろに造成済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

2番は、非農家の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、物置への進入路として道路を分筆した残地部であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成元年に造成済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が475.15平方メートルあります。

なお、併用宅地と合わせて敷地面積が512.15平方メートルとなり、一般住宅転用可能面積500平方メートルを超えています。隣接に所有農地が無く、超過面積が12.15平方メートルで、農業上利用し難い狭小残地200平方メートル未満であり、問題ないと考えます。

3番は、納屋用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分されますが、納屋がないため自宅隣接地に建築したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和60年ごろに建築済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

4番は、農家の宅地拡張用地及び進入路として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、住宅西側に車庫を建築し、自家用車の通行のため進入路を拡張したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成13年に造成済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が547.63平方メートルあります。

5番は、農家の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、農機具を置く場所が無かったため、住宅南に倉庫を建築し拡張したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和56年に建築済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が482.32平方メートルあります。

6番は、納屋用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分されますが、農機具等を収納するスペースを確保するため納屋を自宅隣接地に建築したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成25年ごろに建築済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

7番は、農家の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分されますが、区画整理に伴い敷地の一部を宅地として造成したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和48年ごろに造成済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が247.45平方メートルあります。

8番は、農家の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、自宅を増築した際に塀を設置したもの

で、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成9年に造成済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が535.92平方メートルあります。

9番は、発電出力250キロワット、パネル1枚の面積約1.66平方メートルを888枚、9基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、労働力不足のため農業の継続が困難となり、将来の安定した収入を確保するため太陽光発電を計画したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、令和2年12月23日付けで再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用原野が693平方メートルあります。

10番は、農家住宅の拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分されますが、土地調査の結果、隣接農地にまたがって住宅が建築されたのが判明したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和63年ごろに建築済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

以上、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について10件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取消願についてを議題いたします。

事務局の説明を求めます。

古免副主幹 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取消願について御説明申しあげます。

議案書4ページをお開きください。

1番は、令和2年9月10日付けで賃借権による権利の設定により仮設事務所・駐車場用地として一時転用許可を受けていましたが、転用計画の廃止による許可の取消願があったものです。

なお、許可の取消後は、譲渡人が農地として継続利用するものです。

以上、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取消願について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取消願については受理することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取消願については受理することに決定いたしました。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

古免副主幹 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請について御説明申しあげます。

議案書5ページを御覧ください。

1番は、平成5年9月28日付けで、自営で土木運搬業を営む転用者が露天資材置場用地として転用許可を受けていましたが、事情により事業を廃業することとなり、今後の転用計画の遂行が難しくなったことから、新たな承継者として同居する長男が農業経営を行っており、近年事業拡大により所有農地が増加し、大型農機具等の保管や農作業場が必要となっているため、許可後の承継を伴う事業計画変更申請をするものです。農地法第5条第1項許可申請使用貸借7番に関連しています。

以上、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第4号農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請については承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第4号農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請については承認することに決定いたしました。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

特別議案にかかる農地特別部会現地調査の体制については、前回の定例総会で高砂職務代理人から問題提起がございました。そこで、定例総会終了後、私と高砂職務代理人、冨本職務代理人、事務局で協議し、今後は現地調査委員として会長職務代理人1名と農業委員1名の2名体制に縮小し、コロナ感染防止にも注意しながら、実施していくことと決定しましたので、委員の皆様には御理解、御協力のほどよろしくお願いいたします。

まず、現地調査の概要を、調査委員の高砂委員より報告をお願いいたします。

高砂委員 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案について御説明申しあげます。

現地調査委員の高砂です。今回の特別現地調査委員は、藤澤委員と、私の2名で本日午前中に、現地調査を実施しました。

今回の農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案のうち、所有権の5番は、香川県農業会議の常設審議委員会の現地確認調査を実施しています。

内容につきましては、現地調査委員藤澤委員から報告をお願いします。

藤澤委員 現地調査委員の藤澤です。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案の所有権について説明申しあげます。

別紙の5条特別議案書を御覧ください。

1番は、高松市立太田南小学校西150メートルに在り、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、県道高松香川線に近く交通の利便性が良く、周辺は教育・商業施設が整い、住宅団地・共同住宅等により宅地化も進み、住環境に優れた地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は土地所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

2番は、高松市立太田中学校北東350メートルに在り、不動産業を営む転用事業者が、分譲マンション用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、国道11号線高松東バイパスに面し、近くにはことでん伏石駅があり、交通の利便性が良く、バイパス沿線には事務所や商業施設も整備され、周辺は分譲住宅等により宅地化も進み住環境の良い地域で需要があることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

3番は、高松市立古高松南小学校東300メートルに在り、特定建築条件付売買予定地用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道高松志度線に近く、交通の利便性が良く、周辺は分譲住宅・共同住宅等により宅地化も進み生活及び住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

使用貸借にかかる農地返還通知1番に関連しています。

4番は、高松市立牟礼中学校北東2キロメートルに在り、医薬品等の販売を営む転用者が自

社迎賓館で来客・社員用研修会等を開催しているが、既存駐車場では満車状態であり、新たな露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は自社が所有する福利厚生施設及び迎賓館から300メートルほどと近く交通の利便性が良く利用及び管理がし易いことと、また、路上駐車をしている車両も増え、地元住民から苦情が多く寄せられていることもあり、路上駐車の解消にもつながることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

5番は、高松市立林小学校西550メートルに在り、3番同様特定建築条件付売買予定地用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道中徳三谷高松線に近く、交通の利便性が良く、近隣には小学校、商業施設があり、周辺は分譲住宅等により宅地化が進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が334.90平方メートルあります。

6番は、高松市立香川第一中学校北600メートルに在り、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、国道193号線バイパス及び県道高松香川線に近く交通の利便性が良く、周辺は教育・商業施設が整い、大規模住宅団地・共同住宅により宅地化も進み、住環境に優れた地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用農道等が11.02平方メートルあります。

7番は、高松市立国分寺南部小学校北西100メートルに在り、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、自社が宅地開発した住宅団地に接続するもので、主要地方道国分寺中通線に近く、幹線道路へのアクセスも良く、周辺は教育・商業施設が整い、住宅団地・共同住宅等により宅地化も進み、閑静な住環境に優れた地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用山林が201.00平方メートルあります。

以上、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案所有権7件であります。

許可の決定をいただき、香川県農業会議での意見聴取においても許可相当の決定を得た場合、許可書を交付する旨、御審議いただきますよう、よろしく申し上げます。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに、また、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに決定いたしました。なお、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することにいたします。

次に、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

古免副主幹 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案のうち、まず、所有権移転の案件について御説明申しあげます。

議案書6ページを御覧ください。

1番は、借家住まいで、子の成長に伴い住居が手狭となっていることから、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。進入路として併用公衆道路が363.00平方メートルあります。

2番は、退職を機に高松市に帰郷し、実家近くで自己住宅を建設するための非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和61年頃に造成済みですが追認許可を得るもので、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

5番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との

調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

6番も、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

なお、接道道路が法定外で、建築要件を満たしておりませんが、転用許可後に土地購入者が建築基準法の規定による申請を行うものです。

8番は、現在借家住まいで、子の成長に伴い住居が手狭となっていることから、祖父所有の農地を譲り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側及び北側が市道に接し祖父の自宅に近く、面倒が見られることと、農業の手伝いも出来ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

9番は、母が経営する不動産賃貸会社所有の共同住宅の駐車場が手狭であるため、隣接する申請地を法人へ貸借するための露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成14年頃年に造成済みですが追認許可を得るもので、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が173.76平方メートルあります。

10番の転用者は、申請地近くで西洋料理店を経営していますが、現在借家住まいで、店舗用の資材等で住居が手狭となっていることから、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が市道に接し、また南側の開発道路にも接続でき、交通の利便性が良く、周辺は分譲住宅や共同住宅で宅地化の進んだ閑静で住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権11番に関連しています。

11番は、2戸の住宅と10番の住宅用地及び所有者が農地へ進入するための道路と各住居からの雨水を流す水路として、道路・水路用地として転用申請するものです。

立地基準については第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、既存住宅及び10番の申請地の排水敷地と農地及び住宅への進入道路であり、他の土地に代えて転用するこ

とができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成22年頃年に造成済みですが追認許可を得るもので、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで被害防除措置も適切であると考えます。

12番は、共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

議案書8ページを御覧ください。

14番の転用者は、購入する宅地に自己住宅を建築するにあたり、敷地内に物干し場等のスペースが無いことから、非農家の自己住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、既存宅地の拡張であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が340.71平方メートルあります。

16番は、転用事業者と土地購入者が売買契約を締結し、一定期間内、おおむね3か月以内に転用事業者又は転用事業者が指定する建設業者と建築請負契約を締結する特定建築条件付売買予定地用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側及び南側が市道に接し、交通の利便性が良く、周辺は大規模な分譲住宅団地・共同住宅により宅地化が進んだ閑静で住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで被害防除措置も適切であると考えます。

17番は、現在借家住まいであるが、子どもの成長に伴い家財道具が増え住居が手狭であることから、非農家の自己住宅用地として申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が市道に接し、交通の利便性が良く、周辺は大規模な分譲住宅団地・共同住宅により宅地化が進んだ閑静で住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで被害防除措置も適切であると考えます。

18番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が市道

に接し、幹線道路へのアクセスも良く、周辺は分譲住宅団地・共同住宅で宅地化の進んだ閑静で住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

19番は、ドローンでの空撮及び映像編集業を営む法人で、会社敷地内の駐車場が手狭で来客の車両が停められないため、新たな露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

議案書9ページを御覧ください。

22番は、各種スポーツ施設、遊技場等を経営する法人が、近年ゴルフ人口が増え集客量の増加に伴い練習場が手狭であることから、ゴルフ練習場拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、既存のゴルフ練習場の拡張であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成4年頃に造成済ですが追認許可を得るもので、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地が7,614平方メートルあります。

続きまして、賃借権による転用申請を御説明申し上げます。

議案書10ページを御覧ください。

1番の転用者は、近隣地域内で不動産賃貸業を営む法人で、申請地東側で老人福祉施設を営んでいる法人への貸老人福祉施設用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が106.39平方メートルあります。

続きまして、使用貸借による転用申請を御説明申し上げます。

議案書11ページをお開きください。

1番は、借家住まいであるが、子の成長に伴い住居が手狭となったことから、祖父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

2番も、借家住まいであるが、子の成長に伴い住居が手狭となったことから、妻の祖父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が市道に接し、妻の祖父宅に近く農業の手伝いや面倒が見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

3番の転用者は、現在県外で居住しているが、生まれ育った高松へ帰郷し、実家近くで兄所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側が市道に接し、実家にも隣接し、高齢の兄の面倒と農業の手伝いができることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

4番は、現在借家住まいであるが、将来家族が増え、住居が手狭となることを考慮し、祖父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が市道に接し、実家に隣接しており農業の手伝いや祖父や親の面倒が見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

5番は、借家住まいで子の成長に伴い借家が手狭となったため、母所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が市道に接し、実家近くで農業の手伝いや母の面倒が見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

6番は、借家住まいで家族が増え、住居が手狭となっていることから、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側の進入路を介して市道に接し、実家にも隣接しており農業の手伝いや親の面倒が見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が31.76平方メートルあります。

7番は、所有する農地が増加し、農機具類の保管場所が手狭となっていることから、父所有の農地を借り受けて納屋、農作業場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、転用者の農

地と隣接しており、利用がしやすことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成22年に建築済みですが追認許可を得るもので、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法5条許可後の承継を伴う事業計画変更申請1番に関連しています。

8番は、借家住まいであるが、子の成長に伴い住居が手狭となったことから、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

9番は、両親との同居や子の成長に伴い住居が手狭となったことから、祖母所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側が市道に接し、両親宅に近く親の面倒が見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

議案書12ページをお開きください。

10番は、借家住まいで家族が増え住居が手狭となっていることから、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

11番は、現在借家住まいであるが、将来家族が増え住居が手狭となることを考慮し、妻の祖母所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が市道に接し、実家近くで親の面倒が見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

以上、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案、所有権15件、賃借権1件、使用貸借11件、計27件について、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——— 御発言がないよ

うでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

佐藤主任主事 議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、まず、所有権移転について御説明申しあげます。

議案書13ページを御覧ください。

1番は、譲渡人が農業廃止をすることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後はみかんを栽培するものです。全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件・地域との調和要件は全て満たしています。

なお、2番以下の案件については、問題になると判断された審査基準等についてのみ御説明させていただきます。

2番は、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。

3番は、譲渡人が譲受人に贈与をすることから、取得後は果樹等を栽培するものです。農地法18条6項の7番に関連しております。

4番は、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後はブロッコリーを栽培するものです。

5番は、譲渡人が労力不足であることから、新規営農を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後はオリーブを栽培するものです。

6番は、譲渡人が兼業により経営を縮小することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は柑橘類を栽培するものです。

7番は、譲渡人が高齢により経営を縮小することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

8番は、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後はブロッコリーを栽培するものです。

9番は、残存小作地を小作人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。農地法18条6項の9番に関連しております。

次に、農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、使用貸借について御説明申しあげます。

議案書14ページを御覧ください。

1番は、経営規模の拡大を希望する借人が3年間借り受けてゴマ等を栽培するものです。

2番は、隣接農地を分家住宅に転用するのに伴い、申請地に水道管を埋設するため20年間借り受けるものです。農地法第5条許可申請使用貸借11番に関連しています。

以上、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権移転9件、使用貸借2件御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

次に、議案第8号 競売買受適格証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

佐藤主任主事 議案第8号 競売買受適格証明願について御説明申しあげます。

議案書15ページを御覧ください。

1番は、耕作目的で高松地方裁判所の競売に入札するため申請されたもので、農地法第3条第1項の許可に係る審査基準に基づき、審査した結果、問題はありませんでした。

また、2番から4番は、転用目的で競売に入札するため、それぞれ申請されたもので農地法第5条第1項の許可に係る審査基準に基づき、審査した結果、問題はありませんでした。

なお、入札期間が令和3年5月7日から同月14日までと期日が差し迫ってございましたため、会長専決により、同年4月30日付けで適格証明書を交付しました。

以上、議案第8号 競売買受適格証明願について4件、御審議いただきますよう、よろしくお願申し上げます。

なお、適格証明相当の御判断をいただきました場合は、今後の事務処理の迅速化を図るため、適格証明書の交付を受けた者が競落人となって農地法第3条第1項及び第5条第1項の許可申請が提出され、その許可が急がれるときは、定例総会開催日の関係上、当該競売買受適格証明書の交付時と事情が異なっている場合を除き、会長専決により許可をしても良い旨の御議決も併せて御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御発言がないようでありますので、議案第8号の会長専決処分について承認すること。

また、この後、農地法第3条第1項及び第5条第1項の許可が次回開催の定例総会開催前に必要で、適格証明時と内容に変更のない場合には、会長専決処分により、農地法第3条第1項及び第5条第1項の許可をしても良い旨の議決を併せて行うことに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第8号については承認すること。また、必要により、会長専決処分により許可することに決定いたしました。

次に、議案第9号 非農地証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

中野農地係長 議案第9号 非農地証明願について御説明申しあげます。

議案書16ページを御覧ください。

1番は、平成2年ごろから、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になったもので、非農地証明事務処理要領「耕作不相当等のやむを得ない事情により、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地」に該当するものです。

2番は、平成13年ごろからため池の法面として利用しており、非農地証明事務処理要領「耕作の事業を行う者が、その農地を自らの耕作の事業に供する他の農地の保全又は利用の増進のために必要な農業用施設（農道、水路等）の用に供する場合」に該当するものです。

以上、議案第9号 非農地証明願について2件、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第9号 非農地証明願については非農地相当として証明することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 御異議がないようでありますので、議案第9号 非農地証明願については非農地相当として証明することに決定いたしました。

次に、議案第10号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

佐藤主任主事 議案第10号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について御説明申しあげます。

議案書17ページを御覧ください。

本件について現地調査した結果、全筆農地として適正に耕作されていることを確認しました。また、相続人も適格要件を満たしています。

なお、申告期限の関係から、会長専決により、4月26日付けで、証明書を交付しています。

以上、議案第10号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第10号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願については、専決処分について承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 御異議がないようでありますので、議案第10号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願については承認することに決定いたしました。

次に、議案第11号 みどり豊かであらうおいのある県土づくり条例第16条第1項の規定による

開発計画に対する意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

佐藤主任主事 議案第11号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項の規定による開発計画に対する意見について御説明申し上げます。

資料1の2ページを御覧ください。令和3年4月7日付けで高松市長から開発計画に対する意見照会がありました。

これは、3ページのとおり、令和3年3月30日付けで事業者から香川県知事宛に土地開発行為協議書が提出されたことによるもので、開発行為を行う土地の所在は高松市高松町に在る山林0.9607ヘクタールです。

1ページを御覧ください。

土地開発行為の目的は、太陽光施設の用地造成工事を行うものです。

開発計画の内容は、3ページに記載のとおり、切土・盛土の施工及び防災施設として、水路、沈砂池、のり面緑化の施工を計画しているものです。

4ページに位置図を付しています。

5ページ以降には現況平面図、土地利用計画図を付しています。

4月22日に古高松地区担当委員と地区担当者で現地調査を実施し、地区部会で協議した結果、下流域に農地が在ることを踏まえ、高松市長には、下段の案のとおり「開発行為に当たっては、下流域に存在する農地、農業施設及び農作物に支障を及ぼすことがないよう万全の措置を講ずること。」と回答したいと考えております。

以上、議案第11号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項の規定による開発計画に対する意見について、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第11号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項の規定による開発計画に対する意見については、原案のとおり意見決定し、回答することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第11号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項の規定による開発計画に対する意見については、原案のとおり意見決定し、回答することに決定いたしました。

次に、議案第12号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

中野農地係長 議案第12号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について御説明申し上げます。

資料2を御覧ください。

令和3年5月7日付けで、高松市長から農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の

2の規定による高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見伺いが提出されております。申請のあった案件については、各地区部会において現地調査及び御審議いただいたところ、掲載案件については、問題のない旨報告を受けております。

資料の内容について御説明いたします。

農用地域からの除外内容につきまして、資料の1ページからの総括表を御覧ください。対象地番及び除外後の用途が各地区順に記載されております。

次に、6ページをお開きください。

6ページの下段の表に今回の除外後の用途区分ごとの総件数及び総面積が記載されております。その右端に、合計欄がございます。今回の除外申請の件数合計は26件、合計面積で27,795平方メートルです。

7ページをお開きください。

農用地域内の用途区分の変更について申請がありました。田から農業用施設用地への変更ということで、変更申請者1番は、農地所有適格法人で今後肉牛飼育を拡充するため、飼育施設と関連農業用施設を計画するもの、2番は自作農地の管理用として倉庫の建築を計画するもので、合計2件、面積合計で10,625平方メートルでございます。

以上、議案第12号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第12号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見については、原案のとおり異議のない旨決定し、回答することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第12号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見については異議のない旨決定し、回答することに決定いたしました。

次に、議案第13号 高松市農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

南事務局長 議案第13号 高松市農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任について御説明申し上げます。

資料3を御覧ください。

去る4月26日、第2地区の農地利用最適化推進委員の高尾芳彦氏から、一身上の都合による辞任願の提出がございました。高尾推進委員におかれましては、体調不良のため、2月以降、地区部会や現地調査等の活動ができていない状態であり、推進委員としての職責を果たせないため辞任願の提出に至ったものでございます。

農業委員会等に関する法律第23条では、「推進委員は、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て辞任することができる」と定められておりますことから、今回、議案として上

程したものです。

なお、御同意いただいた場合には、高尾推進委員は、本日付での辞任となります。

また、今後の対応でございますが、法律では、推進委員の補充が必要な場合に関する規定はございません。

そこで、今後の対応について、高砂第2地区部会長と、屋島地区水田部会の会長並びに副会長で話し合っていたいただき、今任期中、屋島地区については、第2地区部会内の委員で対応することとなりましたので、後任委員の補充は行いません。

以上、議案第13号 高松市農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任について御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第13号 高松市農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 御異議がないようでありますので、議案第13号 高松市農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任については原案のとおり同意することに決定いたしました。

続きまして、報告案件にうつります。農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について事務局の報告及び説明を求めます。

中野農地係長 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について御報告申しあげます。

資料4を御覧ください。

期間としましては、令和3年4月7日から5月11日分までであります。

まず、許可件数ですが、3月以前の議決分といたしまして4条が1件、5条が8件、4月議決分といたしまして4条が10件、5条が25件、合計で4条が11件、5条が33件です。

許可保留件数につきましては、3月以前の議決分といたしまして4条が0件、5条が8件、4月議決分といたしまして4条が0件、5条が7件、合計で4条が0件、5条が15件です。

取下につきましては、3月以前の議決分、4月議決分ともに0件です。

次に、許可保留の内容について御説明申しあげます。

3ページを御覧ください。

5条関係で、令和2年12月議決分の26番、令和3年1月議決分の17番及び中段の表、2月議決分の9番、22番、3月議決分の12番、16番、26番、28番が各表の右端、保留理由欄に記載がありますように、開発許可・直近事業造成工事未了・道路工事承認により許可保留となっております。以上で今月の許可状況についての報告を終了します。

議 長 ただ今の報告に対して御質問等はありませんか。——御発言がないようでありますので、以上で本日の議事は、全て終了いたしました。

これで令和3年度第2回高松市農業委員会定例総会を閉会いたします。

午後3時30分 閉会